

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑫)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する					担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 平井 秀輝	
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
48 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37% ②約32%	平成26年度	-	-	-	①約37% ②約32%	①約42% ②約37%	①約75% ②約77%	平成32年度	【指標の定義】 ①河川堤防の整備率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合 ②水門・樋門等の耐震化率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
49 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	①約71% ②約55%	平成26年度	-	-	-	①約70.7% ②約54.7%	①約71.3% ②約55.3%	①約76% ②約60%	平成32年度	【指標の定義】 人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
50 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	-	-	-	-	0%	100%	平成32年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村数の割合(=①/②%) ①:洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数 ②:想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。 なお、浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行うこととしている。			
51 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約37%	平成26年度	-	-	-	約37%	約38%	約41%	平成32年度	【指標の定義】 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険渓流等の数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定			
52 土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数	①約42万区域 ②約40万区域	平成26年度	-	-	-	①約42万区域 ②約40万区域	①約48万区域 ②約44万区域	①約65万区域 ②約63万区域	①平成31年度 ②平成32年度	【指標の定義】 ①土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数 ②土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定			
53 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	-	-	-	17都道府県	27都道府県	47都道府県	平成32年度	【指標の定義】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体を実施する実働訓練にTEC-FORCEが参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。 早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成32年度までに全都道府県で実施することを目標としている。			
54 国管理河川におけるタイムライン策定数	148市区町村	平成26年度	-	-	-	148市区町村	344市区町村	730市区町村	平成32年度	【指標の定義】 国管理河川における洪水浸水想定区域内にある市区町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに、国管理河川における洪水浸水想定区域内の市区町村(730市区町村)全てにおいて、策定することを目標として設定			

55	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	-	-	-	0	0	約900	平成32年度	【指標の定義】 最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数 【目標設定の考え方・根拠】 H32までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
28年度 行政事業レビュー 事業番号		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1)	災害対策等緊急事業 (平成17年度)	129	29,868 (14,901)	20,246 (8,736)	11,160	22,736	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等の再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置する等の事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)					-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度によって災害等の発生状況が変化するため、事前に活動見込みを示すことはできない。 推進費の緊急配分により、再度災害防止等効果の早期発現を推進する。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との再度災害防止の効果発現の短縮期間
(2)	河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連28-⑧)	063	493,115 (485,420)	321,485 (319,055)	234,695 (234,066)	316,765	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。 このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特長や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)					49	河川改修事業(直轄・補助)及び 総合水環境整備事業(直轄)の実施箇所数 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間) 平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
(3)	河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊急事業)平成7年度	130	7,061 (7,059)	8,974 (8,970)	8,000 (8,000)	13,327	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。 このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。 ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの - 過去床上浸水家屋数が50戸以上であるもの - 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの - 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等					49	・事業着手時に平成25年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成28年度以降完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成25年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成27年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成28年度以降完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数

<p>(4) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))</p>	<p>131</p>	<p>136,503 (134,944)</p>	<p>129,584 (129,152)</p>	<p>137,052 (136,865)</p>	<p>186,440</p>	<p>河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムの整備を実施している。 このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)</p>	<p>49</p> <p>ダム建設事業の実施箇所数 (直轄事業、水資源機構事業、補助事業)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)</p> <p>平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p>
<p>(5) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事業)、明治31年度(堰堤維持事業))</p>	<p>132</p>	<p>250,611 (246,760)</p>	<p>179,429 (177,311)</p>	<p>142,553 (142,316)</p>	<p>157,222</p>	<p>河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムの操作及び、堤体と貯水池の点検、巡視、補修、更新等を実施。</p>	<p>-</p> <p>・河川管理延長(河川区間) ・河川管理施設数 ・ダム数(国・水資源機構)</p> <p>・水門、樋門樋管、排水機場等河川構造物の補修等により安全が保持された人口 ・ダムによる洪水調節回数(国・水資源機構) ※この他、利水補給等に係る操作を実施。</p>
<p>(6) 砂防事業 (明治31年度)</p>	<p>133</p>	<p>112,730 (111,140)</p>	<p>93,187 (92,112)</p>	<p>87,666 (87,446)</p>	<p>109,351</p>	<p>砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	<p>51</p> <p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>
<p>(7) 砂防管理事業 (平成20年度)</p>	<p>134</p>	<p>818 (818)</p>	<p>552 (552)</p>	<p>551 (551)</p>	<p>702</p>	<p>砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。</p>	<p>-</p> <p>除石量</p> <p>現在管理している2溪流について、平成28年度まで適正に砂防施設の機能を確保する ・適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数</p>
<p>(8) 地すべり対策事業 (昭和27年度)</p>	<p>135</p>	<p>8,454 (8,368)</p>	<p>8,650 (8,557)</p>	<p>7,442 (7,422)</p>	<p>8,163</p>	<p>地すべり災害は一旦発生すると緊急的かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	<p>-</p> <p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p>
<p>(9) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)</p>	<p>136</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。</p>	<p>51</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関する検討業務</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>

<p>(10) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連28-⑬)</p>	<p>137</p>	<p>50,353 (40,053)</p>	<p>27,940 (27,923)</p>	<p>20,785 (20,701)</p>	<p>16,624</p>	<p>東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海・東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。</p>	<p>48</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所数(直轄河川) ・実施箇所数(直轄・水資源機構管理ダム) ・土砂災害対策箇所数 ・実施箇所数(海岸) <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに75%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (①河川堤防の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (②海岸堤防等の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率を平成32年度までに77%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (③水門・樋門等の耐震化率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに78%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (①河川)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに82%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (②海岸)</p>
<p>(11) 下水道事業(昭和32年度)(関連:28-⑥、⑪、⑬)</p>	<p>064</p>	<p>5,710 (5,559)</p>	<p>5,588 (5,466)</p>	<p>5,506 (5,157)</p>	<p>5,280</p>	<p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カインベーション推進下水道…再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ④資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ⑤浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑥地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 【③、④、⑥についてはH25年度までの事業】 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究</p>	<p>55</p> <p>下水道事業実施箇所数(都道府県・市町村)(下水道事業費補助の補助金等により実施された箇所に限る)</p> <p>平成32年度末までに汚水処理人口普及率を約96%まで引き上げる。 ・汚水処理人口普及率 平成32年度までに高度処理実施率を約43%まで引き上げる。 ・良好な水環境創出のための高度処理実施率 平成32年度までに都市浸水対策達成率を約62%まで引き上げる。 ・下水道による都市浸水対策達成率</p>
<p>(12) 水害等統計作成経費(昭和36年度)</p>	<p>138</p>	<p>14 (12)</p>	<p>14 (13)</p>	<p>14 (13)</p>	<p>14</p>	<p>①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最も確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。</p>	<p>-</p> <p>調査結果の項目数</p> <p>河川行政推進のための水害統計の利活用の促進 ・水害統計ホームページ閲覧件数</p>
<p>(13) 洪水予報施設運営に必要な経費(昭和25年度)</p>	<p>139</p>	<p>20 (20)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19</p>	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。</p>	<p>-</p> <p>全国の洪水予報施設の保守点検</p> <p>全国の洪水予報施設の適切な運営 ・適切に維持管理している洪水予報施設数</p>

(14)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	140	42 (41)	40 (40)	40 (40)	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。 また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	-	全国の河川水理調査箇所数 安定的・継続的に観測が実施されることを成果目標とする ・統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 ※27年度は数値未確定	
(15)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	141	9 (9)	8 (8)	8 (8)	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。 また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	-	全国832箇所内の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数 安定的・継続的に観測が実施されることを成果目標とする ・統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 ※27年度は数値未確定	
(16)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	142	100 (99)	96 (96)	96 (96)	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国の洪水予報施設の更新 全国の洪水予報施設の適切な運営 ・計画的に更新している洪水予報施設数	
(17)	防災ソフト施策の高度化・充実 に関する調査・検討経緯 (平成25年度)	143	56 (52)	26 (26)	5 (4)	-	警戒避難マニュアルの作成や災害被害の予測手法の開発等を行い、それらを活用した地方公共団体の防災能力を向上させるための技術支援等を行うことにより、何としても人命を守る防災体制の構築を進める。	-	・浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして、地域防災計画に位置づけた不特定・多数の者が利用する地下街等の数 ・広域TEC-FORCE活動強化方策検討調査 ・総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務報告書 ・ソフト手法による水害対策の導入可能性に関する検討調査業務に係る報告書 ・洪水に対応した地下の避難確保計画を作成した地下街等の数 ・地域ブロック広域訓練の実施ブロック数 ・津波浸水想定を設定した都道府県数(累計) ・水害リスク認知の向上に資する取組事例数
(18)	防災分野の海外展開支援に係 る経費 (平成25年度)	144	65 (35)	65 (65)	65 (65)	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	-	会議開催数 国連の水と災害に関する国際会議及びその準備会合へ、毎年、国連加盟国の過半数は出席する。 ・各会議への国連加盟国からの参加回数
(19)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	145	4 (0)	4 (4)	4 (0)	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施。 土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施により、住民の警戒避難に資する情報の提供 ・土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報等の通知回数
(20)	砂防設備等の点検・維持管理 検討経費 (平成26年度)	146	- (-)	5 (4)	4 (3)	-	砂防設備等は全国各地に多数存在し、各現場毎に目視点検により異常を把握し、必要に応じて詳細な点検や対策を行ってきた。近年、集中豪雨の増加や砂防設備等の老朽化等により、様々な形態の損傷が増えてきており、砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的に維持管理・更新を行う必要がある。 適切に砂防設備等の維持管理を行うため、「定期点検(目視点検)による評価指標や、詳細点検や対策実施にかかる判断指標」について、全国の都道府県の整備状況を包括的に把握している国が率先して検討を行い、「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」として、具体的な基準や指標をとりまとめて全国に周知する。	-	『砂防設備等の点検ガイドライン(案)』作成のための検討項目 『砂防設備等の点検ガイドライン(案)』を活用することにより、平成28年度までに長寿命化計画(直轄事業)を46箇所で作成 ・砂防・地すべりそれぞれの、長寿命化計画策定箇所数(直轄)
(21)	深層崩壊に起因する土砂災害 対策ガイドラインの作成 (平成26年度)	147	- (-)	5 (4)	5 (4)	7	深層崩壊に起因する土砂災害について、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせる総合的な対策を行うために、対策のベースとなる被害想定手法について検討する。続いて深層崩壊に起因する土砂災害に対応したソフト対策及びハード対策について検討し、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせる総合的な対策を行うためのガイドラインを作成する。平成26年度は被害想定手法について検討した。平成27年度は、監視・観測手法及び切迫性を評価する手法等について検討した。平成28年度にハード対策を行い、既往成果と組み合わせるガイドライン作成を行う。	-	深層崩壊に起因する土砂災害対策ガイドライン(案)に関する 平成30年度までに深層崩壊に起因する土砂災害の被害想定を7地域において実施する。 ・深層崩壊に起因する土砂災害の被害想定を実施した地域の数

(22)	水関連分野の防災協働対話推進のための調査検討経費(平成27年度)	148	-	-	17	17	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	-	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、相手国のニーズを踏まえつつ、3年間で合計10の技術・政策に係る情報発信を行う。 ・防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(23)	水災害分野における気候変動適応策の推進のための調査・検討経費(平成26年度)	149	-	-	11	11	地球温暖化に伴う気候変動による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、高潮災害等が頻発、激甚化することが懸念されている。これを踏まえ、水災害分野の気候変動適応策を検討し、適応計画としてとりまとめた。とりまとめた適応計画を推進するため、気候変動の不確実性の取扱いを体系的に整理し、外力の取扱い等の調査検討を行う。また、どこで氾濫が発生するか等のリスク評価の手法の開発や、高潮の浸水想定に必要な外力の設定方法等を調査・検討する。	-	適応計画の政策立案に資する報告書や手引き等の作成数 気候変動適応策の推進に関する政策提案数
(24)	海岸事業(直轄)(昭和47年度)(関連:28-④、⑬)	035	10,343 (9,968)	12,518 (12,516)	10,714 (10,713)	9,512	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	直轄海岸事業箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率を69%とする。 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。
(25)	水門・陸閘等の効果的・効率的な管理運用方法の検討等(平成26年度)	150	-	7	7	-	浸水被害の防止・低減と現場操作員の安全確保の両立を考慮して慎重に検討・判断すべき項目の考え方を整理・分析し、現場操作員の退避ルールに係る検討を行い、指針案を作成する。また、水門・陸閘等の操作業務の委託方法の現状を整理・分析し、責任範囲に係る問題点を抽出・整理するとともに、民間の保険制度活用を含む現場操作員の被災時の補償措置について検討・整理し、水門・陸閘等の操作業務の適切な委託に係る検討を行い、指針案を作成するとともに委託契約書等の標準的な案を作成する。	-	水門・陸閘等の適切な管理運用業務の委託のあり方及び現場操作員の退避ルールの明確化に係る指針の策定数 平成32年度までに、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を82%にする。
(26)	海岸事業(東日本大震災関連(平成23年度)(関連:28-⑬)	151	2,699 (2,699)	803 (794)	342 (342)	-	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	海岸事業実施箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率を69%とする。
(27)	海岸事業(昭和24年度)	030	16,678 (16,656)	11,804 (11,795)	11,192 (11,186)	11,727	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	-	直轄海岸事業箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。
(28)	市場機能を活用した防災・減災対策の推進に関する調査・検討経費	新28-011	-	-	-	7	住民自らが行う住宅や家財を水害から守るための防災・減災対策の現状等の整理や住民ニーズの調査を実施したうえで、助成、税制等の市場機能を活用した防災・減災対策の推進策として実施が望まれる事項や、防災・減災対策の周知・普及を促進するための方策について検討を行う。	-	市場機能を活用した防災・減災対策の推進に関する調査検討業務に係る報告書 住民の自発的な防災・減災対策の普及促進に資する取組事例 ・住民の自発的な防災・減災対策の普及促進に資する取組事例数
(29)	水災害に係る企業等の防災力向上に関する調査検討経費	新28-012	-	-	-	8	大規模な水害による壊滅的な被害を回避するためには、経済活動の担い手である企業等が、水害等に対する意識を高め、主体的に企業防災を推進するために必要な取組を検討することが必要である。しかし、浸水区域に立地している企業であっても、多くの場合、水害に対する備えがほとんどなされていないのが現状である。また、自然災害から命を守るためには、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成する必要があり、そのためには、幼少期からの防災教育を進めることが必要である。このため、企業等の防災に関する現状把握及び分析を行い、水害への対応力を向上させるための手順書等を作成するとともに、学校教育現場で活用できるモデル教材・指導計画の作成、学校関係者向け啓発資料の作成を行う。	-	企業等が水害への対応を向上させるための手順書 平成30年度までに、水害への対応力を向上させるための手順書を活用した企業が立地する地域数 ・水害への対応力を向上させるための手順書を活用した企業が立地する地域数

(30)	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化検討経費	新28-013	-	-	-	8	降灰等の堆積後の降雨に起因する土石流について、既往の事例を海外の事例も含め収集し、火山堆積物の性質と土石流の発生降雨量等についての調査を行い、火山堆積物の性質等を踏まえた土砂災害緊急情報の雨量基準の設定手法の検討を行う。また、緊急調査を実施する地方整備局職員による効率的な火山灰の特性等の調査方法について検討を行い、火山堆積物の性質を考慮した土砂災害緊急情報の雨量基準設定の手引き(仮)を作成する。	-	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化に関する検討項目数 避難行動を的確に支援するための、高度化した火山噴火時の土砂災害緊急情報等の提供 ・火山噴火時の土砂災害緊急情報等について、高度化した情報の通知率
(31)	堤外地における企業活動等を考慮した避難対策の検討等(平成28年度)	新28-014	-	-	-	7	沿岸域における堤外地の活動を考慮した水門・陸閘等の適切な操作や避難対策等に係る支援方策の充実及び普及を行う。	-	高潮時における堤外地の企業活動等を考慮した適切な避難対策や被害軽減策に係る指針の策定数 平成32年度までに、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を82%にする。
(32)	防災・安全交付金(平成24年度)	385	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342	1,047,922	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	48,49,50,51,52	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(33)	河川津波対策等(平成26年度)	復興庁 185	-	6,679 (6,492)	7,425 (7,380)	14,076	被災地における復旧・復興のため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策及び重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。	48	・実施箇所数(直轄河川)、 ・土砂災害対策箇所数 平成32年度までに、東日本大震災の津波による浸水範囲のうち1,964haの被害を軽減 ・東日本大震災で浸水した面積のうち、河川津波対策により浸水被害が軽減される面積 平成27年度までに、土砂災害が発生するおそれが高まっている箇所において818戸の人家を保全 ・土砂災害対策の実施により保全される人家戸数
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉は書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。			2,520,591 (239)	927,723	833,843	584,987	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】 第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) 「昨年も関東・東北豪雨を始め自然災害が相次ぎました。堤防の強化対策、避難訓練の実施、的確な防災情報の提供など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針2016について(平成28年6月2日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)
備考									

※複数の施策に関係する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。